

ガイドライン作成の必要性

○ 融資実績や最新の福祉政策情報に基づいた質の高いサービス提供基盤の普及

福祉政策の動向は、分野ごとに毎年様々に変化しており、また現場のニーズも多様化し、整備される建物も様々なものとなっております。

それらの最新の情報を、機構の融資制度を通して現場に普及することにより、事業者が情報に触れる機会を増やすことで、サービス基盤の質を保つための支援を行います。

○ 融資に関する合意形成

ガイドラインを活用することで、事業者と機構とがお互いにサービス基盤の質的な理解を深めることが可能となり、また、それまで感覚的に捉えていた点や理解不足となっていた点について、共通の観点からこれらを意識した融資についてお互いの合意形成に資するものとなります。

○ サービス基盤の可視化、コミュニケーションツールとしての役割

融資に関するお互いの担当者だけでなく、関係する行政や地域、サービス利用者に対しても、現在計画している整備がどのようなものが明確になります。

○ ガイドラインの定期的な評価

ガイドラインの評価は、サービス基盤の質的な向上を目指すうえでも重要な要素と思われることから、現場の関係者や融資の専門家、行政担当者等の意見を踏まえガイドラインの評価を定期的に行います。

ガイドラインの視点

ガイドラインは、以下の視点に基づき作成しております。

- 法人運営の健全性の確認、事業実施の確実性の検証、法人認可の妥当性の確認、行政庁の動向の把握、資金計画の妥当性の検証、融資申込時期の確認、現状の運営状況の検証、有事の場合の対応策の検証、建築規模の妥当性の検証、入居者処遇やスタッフ処遇の確認、事業規模の妥当性の検証、事業計画達成の確実性の検証、事業計画の妥当性の検証、貸付限度額の妥当性の確認、借入額の適正規模の検証、将来の資金繰りの確認、人材確保手法の提案、債権保全の実効性の確認
- 金銭消費貸借契約証書の確認、抵当権設定契約証書の確認、資金交付の妥当性の確認、抵当権設定内容の確認、質権設定による債権保全の確認